

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年7月12日

**【四半期会計期間】** 第14期第3四半期(自平成25年3月1日至平成25年5月31日)

**【会社名】** K L a b株式会社

**【英訳名】** K L a b I n c .

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 真田 哲弥

**【本店の所在の場所】** 東京都港区六本木六丁目10番1号

**【電話番号】** 03 - 4500 - 9077

**【事務連絡者氏名】** 取締役IR室長 中野 誠二

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区六本木六丁目10番1号

**【電話番号】** 03 - 4500 - 9077

**【事務連絡者氏名】** 取締役IR室長 中野 誠二

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第14期 第3四半期 連結累計期間
会計期間		自 平成24年9月1日 至 平成25年5月31日
売上高	(千円)	10,891,083
経常損失( )	(千円)	850,593
四半期純損失( )	(千円)	770,889
四半期包括利益	(千円)	789,754
純資産額	(千円)	3,875,949
総資産額	(千円)	9,240,543
1株当たり四半期純損失金額( )	(円)	29.82
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	(円)	-
自己資本比率	(%)	41.7

回次		第14期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日
1株当たり四半期純損失金額( )	(円)	6.35

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しておりますので、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度の主要な経営指標等については記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
5. 第14期は決算期変更により、平成24年9月1日から平成25年12月31日までの16ヶ月の変則決算となっております。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容について重要な変更はありません。

なお、第1四半期連結会計期間より、特にKLab Global Pte. Ltd.、KLab Cyscorpions Inc.、KLab America, Inc.については今後重要性が増すと考えられることから連結の範囲に含めており、また、メディアインクルーズ株式会社及び可来?件??(上海)有限公司(KLab China)の株式を取得し、連結子会社化いたしました。

さらに、第2四半期連結会計期間より、SBI-KLab Startup 1号投資事業有限責任組合を今後重要性が増すと考えられることから持分法適用の範囲に含めております。

この結果、当社グループは、当社及び連結子会社5社、持分法適用関連会社1社により構成されることとなりました。連結子会社5社はゲーム事業セグメントに分類しており、持分法適用関連会社はその他事業セグメントに分類しております。

## 第2 【事業の状況】

当社は、第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期及び前連結会計年度末との対比は行っておりません。

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、自由民主党の安倍内閣が表明した、いわゆる「アベノミクス」の効果による円安・株高基調への転換をきっかけとして、景気回復への期待が高まっており、实体经济においても、回復に向かい始めております。しかしながら、海外景気の下振れや雇用、所得環境の先行きの不安は解消されておらず、依然として厳しい状況にあります。

当社グループを取り巻く事業環境としては、日本国内におけるスマートフォン普及率は平成25年2月に45.6%となりました（博報堂DYグループ・スマートデバイス・ビジネスセンター）。また、世界の携帯電話販売台数に占めるスマートフォンの割合が平成25年には41.3%、平成27年には51.8%と、半数以上になる（総務省：平成24年版 情報通信白書）と予想されております。

当社グループは、平成25年12月期初より、世界のモバイルオンラインゲーム市場で上位ポジションを確立することを目指し、ネイティブゲーム開発体制の整備および海外拠点の整備への先行投資を行いました。平成25年12月期第2四半期においては、急速な組織の拡大や多数のプロジェクトの同時進行により、ゲームリリーススケジュールの遅延が発生し、コストの増加を招きました。

この状況を打開すべく、当第3四半期においてはゲームカテゴリーの選択と集中やマネジメントの強化、組織変更などの施策（詳細は「(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題」に記載）に取り組んでまいりました。これにより開発体制の効率化が進み、外注費を中心にコスト低減を実現することができました。

当第3四半期において、12本のゲームをリリースしました。中でも平成25年4月に国内App Storeから提供を開始した「ラブライブ！スクールアイドルフェスティバル」は、リリース2日目にApp Storeのトップセールスランキングで2位を獲得するなど人気を博しており、売上高の増加に貢献いたしました。

また、現在運用中のゲームに関して、採算性を再評価し、当第3四半期において4タイトル、4本のソフトウェア資産250,009千円を減損処理し、特別損失として計上いたしました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高10,891,083千円、営業損失1,078,997千円、経常損失850,593千円、四半期純損失770,889千円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(ゲーム事業)

当第3四半期において12本のゲームの提供を開始し、当第3四半期連結累計期間において提供を開始したゲームは35本となりました。

平成24年9月リリースの「Lord of the Dragons」は国内およびアメリカのApp Storeにおいて、平成24年1月リリースの「真・戦国バスター」も国内のApp StoreおよびGoogle Playにおいて依然として高位安定を続けております。

平成25年4月リリースの「ラブライブ!スクールアイドルフェスティバル」は、国内App Storeにおいて常にセールスランキングの上位に位置し、熱心なファンから高く評価されており、平成25年6月にはGoogle PlayからAndroid版の提供も開始し、今後の業績への貢献が期待されます。

またグループ子会社のメディアインクルーズ株式会社が提供する「幽遊白書-魔界統一最強バトル-」のAndroid版がGoogle Playの売上ランキングの上位に付けており、SNSプラットフォームGREEに提供するブラウザ版、App Storeに提供するiOS版とともに当社グループの業績に貢献しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の当セグメントの売上高は10,133,174千円、セグメント利益は2,262,200千円となりました。

(その他事業)

その他事業としては、引き続き大手企業のモバイル公式コンテンツサイトのインフラ運用を中心とした受託開発のほか、携帯電話・スマートフォン向け高速メール配信エンジン「アクセルメール」や個人情報検出ツール「P-Pointer」の販売、ソーシャルアプリプロバイダー向けホスティングサービス「DSAS Hosting for Social」の提供を行ってまいります。

この結果、当第3四半期連結累計期間の当セグメントの売上高は757,909千円、セグメント利益は229,612千円となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は9,240,543千円となりました。

流動資産合計は6,194,508千円となり、これは主に、現金及び預金3,556,566千円、売掛金1,874,862千円によるものであります。

固定資産合計は3,046,034千円となり、これは主に、無形固定資産1,401,093千円、投資その他の資産1,215,788千円によるものであります。

(負債の部)

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は5,364,593千円となりました。

流動負債合計は5,216,445千円となり、これは主に、短期借入金3,943,750千円、買掛金529,274千円によるものであります。

固定負債合計は148,148千円となり、これは主に、長期借入金129,682千円によるものであります。

(純資産の部)

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は3,875,949千円となり、これは主に、資本金1,793,058千円、資本剰余金1,488,813千円、利益剰余金1,222,312千円によるものであります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりであります。

#### 1. ゲームカテゴリーの選択と集中

開発ラインを下記の4つのゲームカテゴリーに集約。それぞれのカテゴリーごとに雛形アプリを作り、効率的なゲーム開発を行っていきます。

##### GvG ( ) 進化型

実績の出ている「真・戦国バスター」や「Lord of the Dragons」のゲームシステムを、スマートフォン独自のUI/UXを取り入れ進化させます。

##### 箱庭バトル

米国のモバイルオンラインゲーム市場で上位に多数ランクインしているカテゴリーであり、当社グループでも「Rise to the Throne」(近日リリース予定)をすでに開発中です。

##### スポーツ

コンソールゲームやブラウザゲームでは常に人気のカテゴリーですが、スマートフォンゲームではまだ競合タイトルが少なく、成長余地が大きいカテゴリーです。

##### カジュアル

ユーザー数が多く、国内外のモバイルオンラインゲーム市場で上位にランクインしており、今後の成長が期待できるカテゴリーです。

( ) 「ギルド vs ギルド」の略であり、プレイヤーの集団同士が戦うゲームシステムの略

#### 2. 外注費の削減

不採算案件からの撤退、海外拠点の戦力化により、外注費を抑制。平成24年12月のピーク時に月次で264,000千円であった開発外注費を、平成25年12月には116,000千円まで削減いたします。

#### 3. 開発エンジン導入による開発の効率化

今まではエンジン等を使わないスクラッチ開発が中心になっておりました。今後は開発手法を整理一本化し、原則Unityでの開発に一本化してまいります。これにより開発効率が向上し、開発コストを低減します。

#### 4. マネジメントの強化(当社従来のプロジェクトマネジメントへの回帰)

面白いゲーム作りを優先するという観点から、プロジェクトの自主性に任せた開発を行ってまいりましたが、その結果、スケジュール管理、コスト管理が甘くなり、新作リリースの大幅遅延、コストの増大という結果を招きました。

今後は当社が従来SI案件で培ってきたプロジェクトマネジメントノウハウをゲーム開発にも導入します。

#### 5. スタジオ制への移行

これまでは機能別組織体制を採用していたため、ゲーム開発は企画部門、開発部門にまたがって行われていましたが、従業員数の増大、ゲーム開発プロジェクトの大規模化、長期化により、この形態ではコミュニケーションロス、コストロスが顕著になってきました。

そのため今後は機能別大組織から権限委譲型小ユニット組織に移行し、それぞれのユニット(スタジオ)が売上責任とコスト責任の両方を負います。

#### 6. グローバルマーケティングの強化

グローバル版「Lord of the Dragons」を投入し、運営したことにより、KPIが日本と遜色ないことがわかりました。今後は、グローバル市場における売上拡大を図るため、パブリッシャーや大手同業他社と相

互送客などを積極的に行っていきます。

これらの施策により、売上の最大化、コストの最小化を計ってまいります。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1．当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（事前警告型買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記に記載の基本方針に沿って導入するものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

#### 2．本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規定に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。

## 本プランに係る手続き

### A. 対象となる大規模買付け等

本プランは以下のa又はbに該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- a. 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
- b. 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

### B. 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

### C. 本必要情報の提供

上記Bの意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

### D. 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供期間が終了した日の翌日を起算日として、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下のa又はbの期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- a. 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- b. その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記abいずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします。（延長の期間は最大30日間とします。）

### E. 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記Dの当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができるものとします。

### F. 取締役会の決議

当社取締役会は、上記Eに定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

### G. 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記Fの手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発

動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとします。

#### H. 大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

### 3. 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記 Fに記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権に、譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする譲渡制限、買付者等及びその関係者による権利行使は認められないという行使条件が付されることが予定されています。

### 4. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成24年10月22日から本定時株主総会終結の時までとし、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長するものとします。

### 5. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

事前開示・株主意思の原則

必要性・相当性確保の原則

A. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

B. 合理的な客観的発動要件の設定

C. デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

#### (4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、116,671千円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

#### (5) 従業員数

当第3四半期連結会計期間末における従業員数は、1,004名になっております。

なお、当社グループの従業員は複数のセグメントに就業しているため、セグメント別の記載はしていません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	93,618,000
計	93,618,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年7月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	30,045,000	30,052,500	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株となっております。
計	30,045,000	30,052,500		

- (注) 1. 第3四半期会計期間末から提出日現在までの普通株式の増加は新株予約権の行使によるものであります。  
 2. 平成25年7月1日から、四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第3四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

	第3四半期会計期間 (平成25年3月1日から平成25年5月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	3,250
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	3,250,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	460
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	1,496,470
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	3,650
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	3,650,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	460
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	1,679,270

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年3月1日～ 平成25年5月31日 (注)	3,275,500	30,045,000	765,971	1,793,058	765,971	1,488,813

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 当第3四半期連結会計期間後、新株予約権の行使により、発行済株式総数が7,500株、資本金が976千円及び資本準備金が976千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 895,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,144,700	291,447	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 4,500		
発行済株式総数	30,045,000		
総株主の議決権		291,447	

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、「従業員持株E S O P信託」所有の自己株式が、306,800株(議決権の数3,068個)含まれております。

【自己株式等】

平成25年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) K L a b株式会社	東京都港区六本木六丁目10 番1号	895,800		895,800	2.98
計		895,800		895,800	2.98

(注) 上記の他、四半期連結財務諸表において自己株式として認識している当社株式は306,800株であります。これは、従業員持株E S O P信託(信託受託者:三菱UFJ信託銀行株式会社、以下、「E S O P信託」といいます。)が保有する当社株式につき、会計処理上当社とE S O P信託は一体のものであると認識し、当該株式を自己株式として計上しているためであります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

なお、当社は第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、比較情報は記載しておりません。

(2) 当社は、平成24年11月28日開催の第13回定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を8月31日から12月31日に変更いたしました。これにより、第14期は、平成24年9月1日から平成25年12月31日までの16ヶ月となっております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成25年3月1日から平成25年5月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年9月1日から平成25年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (平成25年5月31日)	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
現金及び預金	3,556,566
売掛金	1,874,862
その他	769,467
貸倒引当金	6,388
流動資産合計	6,194,508
固定資産	
有形固定資産	429,153
無形固定資産	
のれん	345,758
その他	1,055,334
無形固定資産合計	1,401,093
投資その他の資産	1,215,788
固定資産合計	3,046,034
資産合計	9,240,543
<b>負債の部</b>	
流動負債	
買掛金	529,274
短期借入金	3,943,750
賞与引当金	78,999
その他	664,422
流動負債合計	5,216,445
固定負債	
長期借入金	129,682
その他	18,466
固定負債合計	148,148
負債合計	5,364,593
<b>純資産の部</b>	
株主資本	
資本金	1,793,058
資本剰余金	1,488,813
利益剰余金	1,222,312
自己株式	631,916
株主資本合計	3,872,268
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	18,466
その他の包括利益累計額合計	18,466
新株予約権	15,950
少数株主持分	6,197
純資産合計	3,875,949
負債純資産合計	9,240,543

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年9月1日 至平成25年5月31日)
売上高	10,891,083
売上原価	8,399,270
売上総利益	2,491,812
販売費及び一般管理費	3,570,810
営業損失( )	1,078,997
営業外収益	
受取利息	750
為替差益	229,432
その他	20,342
営業外収益合計	250,525
営業外費用	
支払利息	13,084
持分法による投資損失	8,495
その他	540
営業外費用合計	22,121
経常損失( )	850,593
特別損失	
減損損失	255,242
関係会社株式売却損	14,647
その他	903
特別損失合計	270,794
税金等調整前四半期純損失( )	1,121,388
法人税等	350,924
少数株主損益調整前四半期純損失( )	770,463
少数株主利益	425
四半期純損失( )	770,889

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年9月1日 至平成25年5月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失( )	770,463
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	19,291
四半期包括利益	789,754
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	791,504
少数株主に係る四半期包括利益	1,750

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

当社は、第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しております。四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりであります。

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

KLab Global Pte. Ltd.

KLab America, Inc.

KLab Cyscorpions Inc.

メディアインクルーズ株式会社

可来?件??(上海)有限公司(KLab China)

#### (2) 非連結子会社の名称

Pickle株式会社

株式会社ドリームラボラトリー

文京工機株式会社

ネクストタイムズ株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、それぞれ合計の総資産、売上高、四半期純利益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、いずれも四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためです。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の関連会社の数及び名称

持分法適用の関連会社の数 1社

持分法適用の関連会社の名称 SBI-KLab Startup 1号投資事業有限責任組合

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

Pickle株式会社

株式会社ドリームラボラトリー

文京工機株式会社

ネクストタイムズ株式会社

KLab Ventures株式会社

持分法適用の範囲から除いた理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ四半期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、四半期連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

### 3. 連結子会社の決算日に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

KLab Global Pte. Ltd. 12月31日

KLab America, Inc. 3月31日

KLab Cyscorpions Inc.	12月31日
メディアインクルーズ株式会社	3月31日
可来?件??(上海)有限公司(KLab China)	12月31日

連結子会社のうち、四半期決算日が四半期連結決算日と異なる子会社については、四半期連結財務諸表の作成にあたり、四半期連結決算日に仮決算を行った財務諸表を使用しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

平成19年3月31日以前に取得したのものについては旧定率法を、平成19年4月1日以降に取得したのものについては定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 4～6年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(2年又は5年)に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### (4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等

特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当期に帰属する部分の金額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当四半期連結会計期間末の進捗部分について成果の確実性が認められる契約については、工事進行基準(ソフトウェア開発の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

(6) その他四半期連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年9月1日 至 平成25年5月31日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	第1四半期連結会計期間より、KLab Global Pte. Ltd.、KLab Cyscorpions Inc.、KLab America, Inc.については今後重要性が増すと考えられるため、連結の範囲に含めております。また、メディアインクルーズ株式会社及び可来?件??(上海)有限公司(KLab China)については株式を取得したため、連結の範囲に含めております。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更	第2四半期連結会計期間より、SBI-KLab Startup 1号投資事業有限責任組合については今後重要性が増すと考えられるため、持分法適用の範囲に含めております。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年9月1日 至 平成25年5月31日)	
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)	当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年9月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年9月1日 至 平成25年5月31日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年9月1日 至平成25年5月31日)
減価償却費	210,776千円
のれんの償却額	60,362千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自平成24年9月1日至平成25年5月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動

当第3四半期連結累計期間において、新株予約権の権利行使により、資本金が890,878千円、資本準備金が890,878千円増加し、この結果、当第3四半期連結会計期間末において資本金が1,793,058千円、資本剰余金が1,488,813千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自平成24年9月1日至平成25年5月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、モバイルオンラインゲームを提供する「ゲーム事業」、PC・モバイルのWebサイト開発・統合・移管、大規模・高負荷対応インフラ「DSAS(ディーサス)」サービスの提供、受託したシステム・コンテンツサイト・共同コンテンツサイトの運営、培った技術やノウハウの製品化・ソフトウェアパッケージやアプリケーションサービスとしての提供などから構成される「その他事業」を主たる事業としております。

したがって、当社グループは、サービスの提供形態を基礎とした事業別のセグメントから構成されており、「ゲーム事業」「その他事業」の2つの報告セグメントに分類しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

事業セグメントの利益は売上総利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
	ゲーム 事業	その他事業	
売上高			
外部顧客への売上高	10,133,174	757,909	10,891,083
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-
計	10,133,174	757,909	10,891,083
セグメント利益	2,262,200	229,612	2,491,812

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の売上総利益と一致しているため、差異調整は行っていません。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「ゲーム事業」セグメントにおいて、固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間において255,242千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

ゲーム事業セグメントにおいて、平成24年9月3日付でメディアインクルーズ株式会社の発行済株式総数の100%の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第3四半期連結累計期間においては307,101千円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年9月1日 至平成25年5月31日)
1株当たり四半期純損失金額	29円82銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額(千円)	770,889
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	770,889
普通株式の期中平均株式数(株)	25,847,468
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年7月12日

KLab株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹野俊成 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 千葉達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているKLab株式会社の平成24年9月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年9月1日から平成25年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、KLab株式会社及び連結子会社の平成25年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。